

(各教育事務所長経由)

3 教健第 1 7 2 号

令和 3 年 5 月 1 4 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る注意喚起について (依頼)

このことについて、県内においても感染力の強い変異株の影響もあり、これまでにないスピードで急速に感染拡大していることを踏まえ、本日開催された県対策本部員会議において、知事から「福島県非常事態宣言」が発せられ、県内全域に対して緊急特別対策を拡大することが示されました。

また、従来株に比べ、子どもへの感染力が強い可能性があるとする変異株の感染が広がっており、県立学校における児童生徒の感染者数は、令和 2 年度は 1 年間で 3 4 人であったのに対し、今年度に入り 4 月 1 3 人、5 月は 1 3 日現在で 1 7 人となるなど、感染者が急増しており、学校における感染拡大が懸念されるところです。

つきましては、各県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、これを参考にして感染拡大防止の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知してくださるようお願いいたします。

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 4)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)



3 教健第 1 7 2 号  
令和 3 年 5 月 1 4 日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る注意喚起について（通知）

このことについて、県内においても感染力の強い変異株の影響もあり、これまでにないスピードで急速に感染拡大していることを踏まえ、本日開催された県対策本部員会議において、知事から「福島県非常事態宣言」が発せられ、県内全域に対して緊急特別対策を拡大することが示されました。

また、従来株と比べ、子どもへの感染力が強い可能性があると考えられる変異株の感染が広がっており、県立学校における児童生徒の感染者数は、令和 2 年度は 1 年間で 3 4 人であったのに対し、今年度に入り 4 月 1 3 人、5 月は 1 3 日現在で 1 7 人となるなど、感染者が急増しており、学校における感染拡大が懸念される所です。

については、令和 3 年 5 月 7 日付け 3 教健第 1 1 9 号通知に基づく対応を徹底するとともに、下記の点について再度確認を行うよう指導願います。

なお、指導にあたっては、別添のとおり注意すべき具体的な行動例を作成しましたので参考としてください。

記

- 1 飲食場面では、黙食を徹底し、会話をする際はマスクを着用すること。また、飲食中の身体的距離の確保を徹底すること。
- 2 下校中及び部活動後の会食を控えること。
- 3 部活動における部室利用について、室内が密とならないよう使用方法を工夫すること。また、部室内の換気、清掃等も徹底すること。
- 4 家庭内における感染症対策について啓発を行うこと。県内の感染状況が悪化していることや感染予防方法についても再度周知啓発を行い、協力を依頼すること。
- 5 感染拡大防止の観点から初動対応を迅速に行うこと。そのため、各校における連絡報告の方法について確認し、徹底すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)  
( 特別支援教育課 主幹 根本 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)  
( 健康教育課 主幹 鈴木 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)

## 別添

### 感染リスクが高いと思われる行動例（参考）

#### 1 学校内における行動例

- 近い距離でマスクをはずした会話や接触等（握手など含む）
- 向かい合った近い距離でのマスクをはずした飲食等（昼食など含む）
- 向かい合った近い距離での合唱や発声練習等（運動部の声出しなど含む）
- 運動部における2人1組で行う接触頻度の高いトレーニングやストレッチング等
- 複数の生徒によるソーシャルディスタンスの確保が困難な部室や狭い居室の利用（飲食含む）
- 飲食を伴うレクリエーション（部活動等における新入生歓迎会や打ち上げなどのイベント）

#### 2 学校外における行動例

- 下校中及び部活動後の複数名での飲食
- 飲食を伴う会合（バーベキュー、ジュースの回し飲み等）
- 感染拡大地域及びまん延防止等重点措置適用地域への往来（音楽ライブやダンスなどの各種イベント等への参加）
- 飲食を伴う娯楽施設（カラオケ等）での遊興
- 県外から帰省・移動した家族や親戚との接触（特に感染拡大地域及びまん延防止等重点措置適用地域）